

○財務省告示第六十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十八年一月二十日に発行した割引短期国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年二月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十											
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の法	振替法の適	用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位											
割引短期国庫債券（第三百九十	三回）	三十九年法律第六号）第五條第	一	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	適用を受けるといふ。その規定の	替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのため	引受け額で四千七百四十一億四	千円	千円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の整数倍の金額によるものと	する。	平成十八年一月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十銭	平成十九年一月二十二日	ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当  
成 本 面 還 た  
十 銀 金 金 る  
八 行 額 額 を と  
年 百 円 支 き  
一 円 に は  
月 つ き 。 そ  
二 百 円 の  
十 円 翌  
日 営  
業  
日  
に